⑭　母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置に関する留意

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに従事する人材の養成及び資質の向上に留意する。

⑮　母子家庭及び父子家庭に対する生活の場の整備

都市機構賃貸住宅について、母子家庭及び父子家庭に対する優先入居を推進する。また、民間賃貸住宅への母子家庭及び父子家庭の入居の円滑化を支援するため、一般財団法人高齢者住宅財団が実施する家賃債務保証制度の活用を推進するとともに、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第10条第１項に規定する居住支援協議会（以下「居住支援協議会」という。）が行う子育て世帯等の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅の情報提供等の取組を推進する。

⑯　親の扶養義務の履行を確保するための施策の推進等

養育費に関しては、養育費相談支援センターにおいて、母子家庭等就業・自立支援センターで受け付けられた養育費の取り決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談に当たる母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターの相談員等に対する研修の実施、パンフレット等による普及・啓発等を行う。

また、面会交流に関しては、養育費に関する相談とは異なる専門性が必要であることに鑑み、関係機関との役割分担を明確にした上で、養育費相談支援センターにおいて相談等の対応を行う。なお、養育費相談支援センターでの対応が困難な場合には、その解決に資する方策や関係機関等に関する情報提供を行い、面会交流の取り決めの促進を支援する。

さらに、養育費及び面会交流の取り決めの促進に効果的な取組に関する調査・研究等を行い、都道府県等及び市等に情報提供することにより、都道府県等及び市等の取組を支援する。

このほか、親の扶養義務の履行確保のために必要な支援を行う。

⑰　母子福祉資金貸付金等の貸付条件に関する配慮

母子福祉資金貸付金等の貸付条件について、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援が促進されるように配慮をして定める。

⑱　効果的な母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策を展開するための実態把握・研究

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策を効果的に推進するために、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の就業状況、収入状況、養育費の取得状況、各施策の効果などの実態を把握し、更に効果的な支援策についてその研究・検討を進める。

⑵　都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

都道府県、市町村等が以下の措置を講ずるに際しては、国は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦が必要なサービスを適切に受けることができるよう母子・父子自立支援員及び就業支援専門員を含めた相談体制の整備、関係機関の連携を推進しながら、当該措置が効果的に実施されるよう必要な支援を講じていくものとする。

①　相談支援体制の整備

ア　総合的な相談窓口の整備（実施主体：都道府県等及び市等）

福祉事務所等の相談窓口に、地域の実情に応じ、母子・父子自立支援員に加えて就業支援専門員を配置すること等により、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の様々な課題に対し、様々な支援メニューを組み合わせて、また、必要に応じて、他の支援機関につなげることによって、総合的な支援を行う相談窓口を整備

イ　相談機関関係職員を対象とした研修等の実施（実施主体：都道府県及び市町村）

福祉事務所の母子・父子自立支援員や就業支援専門員等の相談機関関係職員を対象として研修を実施するほか、他の機関が行う研修会等への参加を支援

ウ　相談機関関係職員向けのマニュアル等の作成（実施主体：都道府県等及び市等）

福祉事務所の母子・父子自立支援員や就業支援専門員等の相談機関関係職員向けの活動マニュアル等を作成

エ　支援施策及び相談窓口に関する分かりやすい情報提供の推進（実施主体：都道府県等及び市等）

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の支援施策に関する情報や相談窓口を分かりやすく示したパンフレット等を作成し、支援施策及び相談窓口を情報提供

②　子育て支援、生活の場の整備

ア　保育所等の優先的利用の推進等（実施主体：市町村）

(a)　就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、母子家庭及び父子家庭の優先的取扱いなど、母子家庭及び父子家庭の児童が保育所等を優先的に利用することができるような取組を推進

(b)　延長保育や休日保育、夜間保育、病児・病後児保育、一時預かりを実施

(c)　待機児童への対応や仕事と子育ての両立支援として、多様な保育サービスやファミリー・サポート・センター事業を活用

イ　放課後児童クラブの優先的利用の推進（実施主体：市町村）

放課後児童クラブについても、その実施を推進するとともに、母子家庭及び父子家庭の児童が優先的に利用できるような取組を推進

ウ　母子生活支援施設の整備・機能の拡充（実施主体：都道府県及び市町村）

(a)　母子生活支援施設に入所する母子家庭のうち早期に自立が見込まれる者を対象に、地域社会の中の小規模な施設で、本体施設と十分な連携を図りながらその自立を重点的に支援する小規模分園型（サテライト型）の母子生活支援施設の設置を推進

また、公設民営方式による施設整備を推進するとともに、その場合であっても母子保護及び自立促進等の機能を十分に果たせるよう必要な体制を整備

(b)　母子生活支援施設の機能を活用し、地域で生活する母子家庭及び父子家庭の子どもを対象とする保育機能（夜間・延長保育や入所待機の解消などのニーズにも対応）の充実を図り、地域の母子家庭の母及び父子家庭の父の子育てと仕事の両立を支援

(c)　ひとり親家庭の支援拠点としての活用

母子生活支援施設におけるひとり親家庭等生活向上事業や子育て短期支援事業の実施、就業支援専門員の配置等を通じ、母子生活支援施設を、地域におけるひとり親家庭の支援拠点として活用

エ　公営住宅の積極的活用の推進（優先入居の推進等）等（実施主体：都道府県及び市町村）

(a)　特に居住の安定確保が必要な者として母子家庭及び父子家庭に対する公営住宅への優先入居を推進

(b)　民間賃貸住宅への母子家庭及び父子家庭の入居の円滑化を支援するため、居住支援協議会が行う子育て世帯等の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅の情報提供等の取組を推進

オ　身元保証人確保対策事業の実施（実施主体：都道府県及び市町村）

母子生活支援施設等を退所する母子家庭などが、身元保証人を得られず、住居を借りる際に困難となることがないよう、身元保証人確保のための支援を推進

カ　母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金や転宅資金の貸付けの実施（実施主体：都道府県等）

母子父子寡婦福祉資金貸付金のメニューである住宅資金や転宅資金の貸付けを通じて母子家庭及び父子家庭への住宅支援を推進